令和元年１０月１日

施設利用をご希望の皆様へ

平素より，当施設の運営に多大な御理解と御協力をいただき，誠にありがとうございます。

さて，２０１５年（平成２７年）４月１日以降の特別養護老人ホーム（以下「施設」という。）への入所は，原則要介護３以上の方に限定されます。

一方で，要介護１又は２の方については，「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由（※）」がある場合のみ，特例的に施設への入所（以下「特例入所」という。）が認められることになります。

【（※）居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由】
○　認知症である者であって，日常生活に支障を来すような症状･行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。
○　知的障がい・精神障がい等を伴い，日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。
○　家族等による深刻な虐待が疑われる等により，心身の安全・安心の確保が困難であること。
○　単身世帯であること，同居家族が高齢又は病弱であること等により家族等による支援が期待できず，かつ，地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。

これを受けて，福山市が策定した入所指針を踏まえ，当施設において新たな入所基準を定めました。つきましては，ご理解いただいた上で，施設をご利用いただきますようお願いします。

●〔主な変更点〕

（１）施設に入所できるのは，次の方となります。
①要介護３から要介護５までの方
②要介護１又は２の方（在宅生活が困難なことについてやむを得ない事由があり，福山市（保険者）の意見を踏まえ，施設が特例入所の対象であると認める場合に限ります。）

（２）施設への入所申込みは，原則介護支援専門員等の関与のもとに行っていただきます。
※添付書類のうち「調査票」は，担当の介護支援専門員や病院・施設の相談員等，入所希望者の心身の状態をよく把握している方に作成をお願いしてください。

（３）入所判定の基準は点数化し，入所決定過程の透明性・公平性を図ります。

●〔留意点〕

（１）２０１５年（平成２７年）３月３１日以前から施設に入所されている方については，４月１日以降に要介護１又は２に変更になっても，引き続き入所が可能です。

（２）２０１５年（平成２７年）３月３１日以前から施設に入所申込みをされている要介護１又は２の方については，新たな書面での手続きは不要ですが，上記「やむを得ない事由」があると考えられる方については，施設にその旨を申し出てください。（要介護３から要介護５までの方も新たな手続きは不要です。）

（３）２０１５年（平成２７年）４月１日以降に，入院等により施設を一時退所された要介護１又は２の方が，再度施設に入所するには，上記「やむを得ない事由」が必要となります。

（４）入所を希望される方で，担当の介護支援専門員等がいない方については，当施設にご相談ください。

令和元年１０月１日（改正）

新型特養（ユニットケア）の施設サービス費について

◆介護福祉施設サービス費（1 割負担の方）　（単位：円／日）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
(1)介護サービス費	638	705	778	846	913
(2)日常生活継続支援加算(Ⅱ)	46				
(3)看護体制加算（Ⅰ）	4				
(4)看護体制加算（Ⅱ）	8				
(5)栄養マネジメント加算	14				
(6)夜勤職員配置加算（Ⅳ）	21				
(7)口腔衛生管理体制加算	（30／月）				
基本サービス費（月額）	21,960	23,970	26,160	28,200	30,210
(8)処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス(月額)×8.3%				
(9)特定処遇改善加算(Ⅰ)	介護サービス(月額)×2.7%				

※基本サービス費（月額３０日）：【(1)+(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+】×３０日+(7)

※ご利用者様の状況によっては、厚生労働省の告示に基づく、初期加算、療養食加算、看取り介護加算若年性認知症入所者受入加算などが必要になる場合があります。

※洗濯代、おしめ代も含みます。

【その他の費用】診療代／医療機関に受診した場合の費用／理容代（1,５００円）など

食費および居住費の利用料について

低所得者の方には、負担限度額が設けられており、限度額をこえた額は、補足給付として現物給付されます。

限度額が設定される低所得者とは、市町村民税非課税の方で、収入等により右記の４段階に区分されています。

福山市は、対象の方に対して、申請により負担限度額を記した「介護保険負担限度額認定証」を交付します。当園はその段階に応じて、負担額を徴収させていただきます。

◆基準費用額と負担限度額　（単位：円／日）

		ユニット型個室
第１段階	食　費	300
	居住費	820
第２段階	食　費	390
	居住費	820
第３段階	食　費	650
	居住費	1310
第４段階	食　費	1500
※基準費用額	居住費	2006

◆１ヶ月（30 日間）の利用料（基本サービス費＋（８）＋（９）食費＋居住費）の目安　（単位：円／月）

	介護度１	介護度２	介護度３	介護度４	介護度５
第１段階	57，976	60，207	62，637	64，902	67，133
第２段階	60，676	62，907	65，337	67，602	69，833
第３段階	83，176	85，407	87，837	90，102	92，333
第４段階	129，556	131，787	134，217	136，482	138，713